

令和3年9月7日

入札参加資格者各位

富山市長 藤井 裕久  
(公印省略)

建設工事における特例監理技術者及び監理技術者補佐の  
取り扱いに関する運用について (通知)

令和2年10月1日に施行された改正建設業法及び本年4月に再編された技術検定試験の見直しに伴い、これまで公共工事では専任が求められていた監理技術者の配置について、一級技士補を監理技術者の補佐として配置することによって、監理技術者が工事現場を2か所まで兼務することが可能となりました。

つきましては、この特例監理技術者制度について、下記のとおり運用することとしますので通知します。

記

1 用語の定義

(1) 特例監理技術者

建設業法第26条第3項ただし書により、監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を工事現場で専任に配置した場合に兼務が認められる監理技術者。

(2) 監理技術者補佐

監理技術者の職務を補佐する者として工事現場に専任で配置される技術者で、主任技術者の資格を有する者のうち、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者。

(3) 一級施工管理技士補

一級の技術検定の第一次検定に合格した者。

2 特例監理技術者の配置要件

次の要件を全て満たす場合は、特例監理技術者を配置することができるものとします。

- ① 設計金額（税込）が1億円未満の工事であること。
- ② 兼務する工事は、他の機関が発注する公共工事・民間工事を含め2件までとする。
- ③ 24時間体制で応急処理工や緊急巡回等が必要な工事でないこと。
- ④ 特例監理技術者としての職務を適正に遂行できるよう兼務できる工事現場は富山市にあること。
- ⑤ 低入札価格調査制度の調査基準価格に満たない価格をもって契約を締結した工事でないこと。

### 3 施工体制上の留意点

現場の安全管理体制は、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意してください。

### 4 本通知の取扱

令和3年9月7日以降に入札公告又は変更契約を行う案件から適用します。

(担当) 財務部契約課工事契約係  
(内線) 076-443-2025